様式第４号（第８条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　所在地

名　称

代表者職氏名

（個人にあっては、住所及び氏名）

誓約書

　　申請者は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

(１)　申請者は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条第１項各号に該当する中小企業者です。

(２)　申請者は、要綱第３条第２項第１号に規定するみなし大企業ではありません。

(３)　第８条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。

(４)　申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。

(５)　申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第１３項に規定する「接客業務受託営業」を行う者ではありません。

(６)　申請者は、政党その他の政治団体ではありません。

(７)　申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。

(８)　申請者は、法人格のない任意団体ではありません。

(９)　申請者は、交付申請日において、高松市指名停止等措置要綱（平成　２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。

(10)　申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。

(11)　申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。

(12)　申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。

(13)　申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。

(14)　交付決定を受けるまでの間に発生した災害等により生じた損失は申請者の負担に帰するものであることに同意します。

(15)　交付決定を受けない場合又は既に受けた交付決定が取り消された場合における、既に要した事業費は申請者の負担に帰するものであることに同意します。

(16)　交付決定を受けた金額が交付申請をした額に達しない場合において、その異議は申し立てないことに同意します。

(17)　既に着手した事業については、交付決定を受けるまでの間は、内容の変更を行わないことに同意します。